

平成 24 年度北海道開発局内部統制等報告書
平成 25 年度北海道開発局内部統制及び
コンプライアンス推進計画

北海道開発局

内部統制及びコンプライアンスに係る取組
の現況と今後の方向性

平成 25 年 3 月

北海道開発局

目 次

はじめに	1
開発局におけるコンプライアンス強化の取組	2
開発局における取組の現況等	
I 内部統制の推進等	3
1 開発局内部における推進体制	
2 開発局内部監査機関による統制	
3 外部による統制等	
4 本省による統制	
5 受注企業等への協力要請等	
II 組織風土づくり	6
1 職員の役割	
2 研修・学習の場の充実	
III リスクマネジメント	13
1 リスク点検の実施	
2 予測困難な事象が発生した際の対処方策	
IV 業務運営の見直し等	15
1 入札契約プロセスの見直し	
2 会計事務の見直し	
3 用地事務の見直し	
4 情報セキュリティ対策等	
5 職員管理業務	
V 国民本位の開かれた行政運営の推進	24
1 広報・広聴の取組	
2 地域の声の情報共有と事業・施策等への反映	
VI 監察機能	28
1 内部監査の実施	
2 外部通報・内部通報等	
これまでの取組と評価	30

はじめに

北海道開発局では、平成20年に農業土木工事や河川改修工事に係る一連の入札談合事案が判明し、不祥事の根絶と北海道開発局の組織運営の適正化に向け、平成21年2月「北海道開発局内部統制及びコンプライアンス強化計画」を策定し、以降、毎年、強化計画を改訂又は策定し、国民の信頼回復に組織をあげて取り組んできた。

これまで、内部統制の仕組を構築し、各取組を通達等の形で規定化することで、業務への定着を図るとともに、チェック機能の強化、再発を不可能にする仕組等について、P（Plan）D（Do）C（Check）A（Action）サイクルを継続することによりスパイラルアップを図ってきた。また、研修等による法令・コンプライアンス知識の付与、風通しの良い職場環境の整備等を通じて、コンプライアンスの取組は組織風土に概ね定着し、法令遵守に対する職員の意識は大きく向上している。

一方、平成24年10月に公正取引委員会から国土交通省に対し、高知県内における当省発注の土木工事に関し官製談合防止法に基づく改善措置要求がなされ、併せて省全体としての改善措置を求める要請を受けたところである。これを受けて、国土交通本省において「当面の再発防止対策について」（平成24年10月）、平成25年3月には「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」における再発防止対策が取りまとめられたことから、北海道開発局においてもその着実な実施に取り組む必要がある。

こうしたことを踏まえ、北海道開発局においては、「発注者綱紀保持委員会」の機能もコンプライアンス推進体制の中で維持していくこととする。

北海道開発局は、国民・道民の信頼に応え、国及び北海道の発展に寄与する組織として全職員が責任と誇りを持ち、各施策や事業の実施に取り組み、法令遵守はもちろん、法令の背景にある社会の要請に応える積極的な活動を組織全体で引き続き推進する。

本書は、北海道開発局が内部統制及びコンプライアンス強化計画に基づき実施した平成24年度取組を中心に内部統制等報告書として総括し、25年度推進計画を取りまとめたものである。

北海道開発局におけるコンプライアンス強化の取組

平成20年に判明した一連の入札談合事案を受け、不祥事の根絶と北海道開発局の組織運営の適正化に向け、平成21年2月「北海道開発局内部統制及びコンプライアンス強化計画」を策定した。

以降、毎年、強化計画を改訂・策定し、必要な見直し・取組の拡充を行い、組織をあげて実施してきた。

入札談合（農業・河川）事案

北海道開発局入札談合事案に係る再発防止対策検討委員会報告書 H21/4/28

- コンプライアンス強化計画を策定
- 再発防止策の実施を徹底管理
- 監察機能の拡充・強化
- 内部・外部からの通報窓口
- 入札契約プロセスの改善（工事）
- 職員（特に幹部職員）の意識改革
- 人事配置、再就職のあり方見直し
- 来訪者管理の徹底
- 執務室のあり方見直し
- 健全な業界育成等
- 開発局・業界を通じたコンプライアンス強化

車両管理業務談合事案

車両管理業務談合事案に関する調査報告書 H22/2/18

- 入札契約プロセスの改善（役務）
- 労務管理関係業務の見直し
- リスクマネジメントの構築
- 関係企業等との適正な関係構築
- 再就職の見直し

無許可専従等事案

北海道開発局における無許可専従等及び労使関係に関する報告書 H22/3/23

- 組織統制の強化（重層的な統制）
- 無許可専従等の根絶（激変緩和措置の破棄、厳格な勤務時間管理の徹底等）
- 労使関係の適正化（事前協議の廃止と適法交渉の徹底、組織管理能力の強化等）
- 業務執行プロセスの統制強化

その他

H19・H20発覚-開発建設部における競売入札妨害事案

- * 未公表情報の漏洩

H22発覚-占用料着服事案

- 複数職員による現金の取り扱いを徹底
- 領収書等に関する点検実施

H23発覚-国有財産事務不正処理事案

- 処理会議の設置
- 審査機能の強化
- 公印管理の徹底

コンプライアンス強化計画策定 H21.2.27

- 人事配置及び業務運営の見直し
- 入札契約のプロセスの見直し
- 職員に対するコンプライアンスへの取組の強化
- 監察機能の拡充・強化
- 計画のフォローアップ

コンプライアンス強化計画改訂 H22.3.30

- 全職員の役割の明確化と意識改革
- 業務運営の見直し
- 業務推進体制の再構築
- 情報伝達及び情報管理の仕組みの再構築
- 受注企業の役職員等との適切な関係の確保
- 監察機能の拡充・強化
- 計画のフォローアップ

H23コンプライアンス強化計画 H23.4.28

- リスクマネジメント
- 業務運営の見直し等（入札契約のプロセスの見直し、職員管理業務等の見直し、会計事務の見直し、用地事務の見直し、情報セキュリティ対策等、国民本位の開かれた行政運営に向けた取組、公務外非行等の防止に向けた取組、職員研修等の充実）
- コンプライアンス強化に向けた組織風土づくり
- 監察機能
- 計画のフォローアップ

H24コンプライアンス強化計画 H24.4.25

- 組織風土づくり（職員の役割、研修・学習の場の充実等）
- リスクマネジメント
- 業務運営の見直し等（入札契約のプロセスの見直し、会計事務の見直し、情報セキュリティ対策等、職員管理業務等の見直し）
- 国民本位の開かれた行政運営の推進
- 監察機能
- 計画のフォローアップ

開発局における取組の現況等

I 内部統制の推進等

1 開発局内部における推進体制

平成21年3月に設置した北海道開発局コンプライアンス推進本部（以下「本局推進本部」という。）は、24年度も引き続き本局各部及び各開発建設部に対し強化計画に基づく対策を継続して実施するよう指導監督を行った。



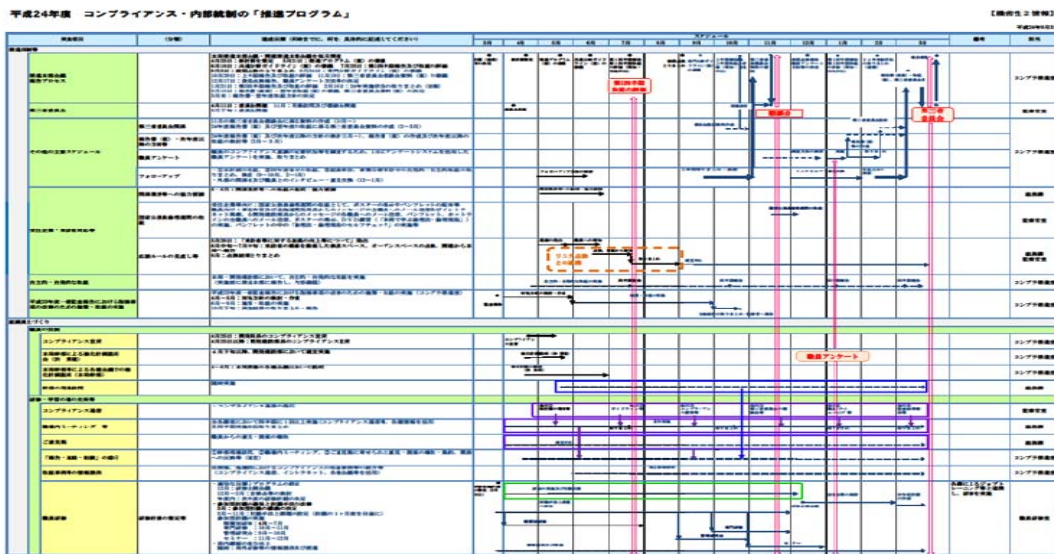
【本局推進本部】

本局推進本部の活動を補佐し、強化計画を効果的・効率的に実施するために設置した北海道開発局内部統制・コンプライアンス推進室（以下「推進室」という。）は、「推進プログラム」による進行管理等、本局推進本部の円滑な実施に寄与している。

開発建設部コンプライアンス推進本部（以下「開建推進本部」という。）は、毎月報告及び四半期末毎に取組の実施状況を総括して、本局推進本部に報告している。

本局推進本部は、開発建設部と本局の各種取組を併せて、毎月本省に報告するとともに、本局推進本部の議事内容等について、開発建設部にもフィードバックしている。

また、23年度から策定している本局及び開発建設部が各取組の進行管理を行うための「推進プログラム」については、24年度も引き続き策定し、取組の連携や実施時期の調整等に当たって有効に機能している。



【推進プログラム（本局）】

2 開発局内部監査機関による統制

北海道開発局の監察機能は、局長直属の機関として、業務監査・会計監査を実施している。

24年度は、コンプライアンス強化に係る取組状況（業務運営の見直し等、機密情報管理等、用地取得事務の不正防止対策）、行政情報の管理等及び災害発生時の対応について監査を実施した。

3 外部による統制等

22年度に外部からの意見等を業務運営に反映させるために設置した、外部の有識者で構成される「北海道開発局コンプライアンス第三者委員会」（以下「第三者委員会」という。）は、4月に「平成23年度北海道開発局内部統制等報告書及び平成24年度北海道開発局内部統制及びコンプライアンス強化計画（案）」について審議いただき、取組方法等に関して意見を頂いた。

委員会等で頂いた意見は、その後の取組に様々な形で反映しており、コンプライアンス強化の取組全体に対して重要な位置付けとなっている。

また、外部からの「談合情報」及び「職員の非違行為に関する端緒情報」を受け付けるため、21年度から本局及び各開発建設部に談合情報等通報窓口を設置し、外部統制機能の一環として情報提供への協力を求めている。

4 本省による統制

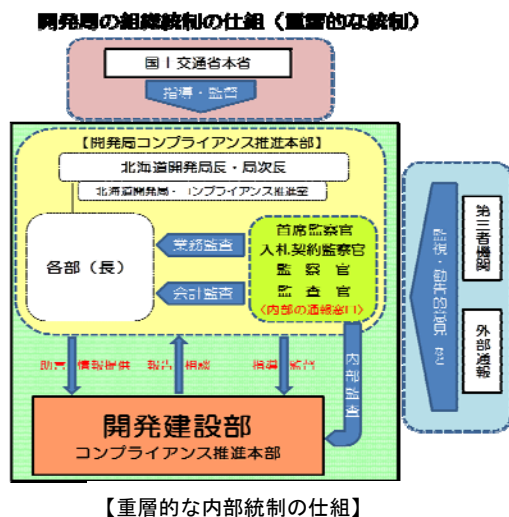
北海道開発局が強化計画に基づく取組を実施するに当たっては、国土交通本省に報告し、指導・監督を受けている。

また、本局推進本部は、開発建設部と本局の各種取組を併せて、毎月本省に報告するとともに、これらの一年間の取組結果を取りまとめ、報告書として公表している。

5 受注企業等への協力要請等

24年度においても、引き続き関係業界団体に対して、本局及び開発建設部の幹部職員が、4月から6月にかけて強化計画・コンプライアンス強化について説明を行い、理解と協力を求めた。（23年度56回、24年度60回）

説明に当たっては、ポイント等を一枚にまとめた資料を作成するなど、分かりやすく効果的に周知



【第三者委員会】

を行うための工夫をするとともに、幹部職員が直接出向いて説明したことにより、周知が確実に図られ、理解と協力を得ることができた。

事業者等が本局幹部職員等を訪問する際のアポイントメントの徹底については、事業者側の理解と協力を得ながら実施しており、オープンな場所での応接の実施についても徹底している。

これまでの取組の結果、各職場において、アポイントメントの徹底、オープンな場所での応接、入室制限の実施等の取組が着実に進められ、応接ルールが定着した。

また、国家公務員倫理週間の取組として、パンフレット等を送付するとともに、HPに「国家公務員倫理週間」のお知らせを掲載した。

(パンフレット等の送付実績)

H21 有資格業者等 6,700 社、H22 有資格業者等 7,700 社、
H23 受注実績業者等 2,500 社、H24 受注実績業者等 2,500 社

北海道開発局のコンプライアンス強化にご理解・ご協力をお願いします

北海道開発局では、平成24年4月に「平成24年度北海道開発局内部統制及びコンプライアンス強化計画」を策定しました。引き続き、次の取組を継続しますので、皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

◆アポイントメントのお願い
挨拶のみは不要です。打合せ等の場合はアポイントメントをとっていただいた上で対応させていただきます。

◆入室制限のお願い
入札契約に係る機密情報の管理徹底のため、執務室への入室を一部制限させていただく場合があります。

◆オープンスペースでの対応
執務室内のオープンスペースで対応させていただきます。

北海道開発局は、発注者厳格保持及び国家公務員倫理法の遵守に取り組んでおります。お気づきの点があれば、以下の窓口にご連絡ください。

◎開発局へのご意見・ご要望 → info1@hkd.mhl.go.jp
■電話 0570-037058(平日午前9時～17時:ただし、12時～13時を除く)

◎工事発注等に関する取組情報 → <http://www.hkd.mhl.go.jp/kansatsukan/dangou/dangou.html>
■電話 011-709-3004 ■FAX 011-727-8650

◎職員の非違行為に関する通報 → <http://www.hkd.mhl.go.jp/kansatsukan/dangou/hi.html>
■電話 011-709-2339 ■FAX 011-727-8650
709-2455

北海道開発局のホームページ: コンプライアンス情報
<http://www.hkd.mhl.go.jp/ai/compliance/ai.html>

【リーフレット（業界団体に配布）】

II 組織風土づくり

1 職員の役割

(1) 幹部職員の役割

21年度以降、年度当初に局長・開発建設部長がコンプライアンス宣言を行い、内外に対して組織としての法令遵守等の姿勢を明らかにするとともに、強化計画の実施を督促するなど、職員の先頭に立ってコンプライアンスの実践に当たってきたところであり、これにより組織風土の改革や職員の意識改革が図られた。

また、強化計画を職員に広く周知し、より一層浸透させるため、本局の幹部職員が各開発建設部に赴き、課所長等に対して説明を行うとともに、意見交換を実施した。(参加者 585 人)

さらに、職員を本局に招集する各種会議において、局長等から強化計画等について説明を実施した。(22 回/延べ 653 人)

幹部職員から職員に対して直接強化計画等を説明し、意見交換を行うことにより、一層の浸透が図られた。

本局及び開発建設部の幹部職員は、職員との直接的なコミュニケーションを通じ、業務運営やコンプライアンスに関する情報等の提供及び意見交換を行うため、現場訪問を実施した。

この取組は、現場の職員に直接メッセージを伝え、双方向のコミュニケーションを図る場として有効であり、引き続き取組を実施していく必要がある。

年度	参加者
21年度	3,226人
22年度	4,383人
23年度	2,254人
24年度	1,203人



【本局幹部による開発建設部への説明】



【各種会議における説明】



【幹部職員の現場訪問】

(2) 課長等管理者の役割

① 職場内ミーティングの実施

各課長等は、コンプライアンスに係る取組等の情報提供、業務の進行管理を行うとともに、職場の声を業務に反映させるなど、双方向コミュニケーションの強化や風通しの良い職場環境づくりのため、各職場単位でミーティングを実施した。

職場内ミーティングにおいては、指名された者(課員全員対象)による広く業務に関する案件についてのプレゼン及び課員全員によ

年度	実施回数
21年度	2,293回
22年度	3,642回
23年度	4,600回
24年度	5,206回

る意見交換、突発事象への対応力向上のため、具体的なテーマを設定し、ブレインストーミングによる事例研究を実施するなどの工夫が見られた。

なお、職員から寄せられた意見・提案等については、本局担当部長等に報告の上、必要な事項について、処理方策を決定し対応している。（職場内ミーティングを活用した学習等 110件）

職場内ミーティングについては、既に各職場に定着している。

また、職員アンケート結果において、コンプライアンスを定着させるために有効な方策等として最も高い回答となっており、双方向コミュニケーションの強化や風通しの良い職場環境づくり、職員の意見・提案を受け業務運営に反映させる重要な方策として、引き続き創意工夫に努めていく必要がある。



【職場内ミーティング】

②自主的・自発的取組の実施

各課等における自主的・自発的な取組を重視し、日常業務を通じた意識の向上・専門的知識の付与に関する取組（研修・学習会、OJT等）や現状に即した業務の見直しを中心に、様々な取組を積極的に実施した。（平成25年2月末現在 2,471件）

（自主的・自発的取組の事例）

- ・ 職員間のコミュニケーションの強化、報告・連絡・相談の徹底・定着を図るため、報連相を題材としたDVD講習を実施（函館）
- ・ 広報広聴活動の充実に資するため、陸上自衛隊の広報担当者を講師として、東日本大震災における災害派遣活動の概要について講習会を開催（旭川）
- ・ 職員の専門的知識の習得及び技術力強化のため、資格取得（技術士等）の推進に向けた勉強会を開催（本局、室蘭、帯広）
- ・ 事務担当者のスキルアップ、情報共有等を図るため、道北3開建（旭川、留萌、稚内）の総務事務及び公物管理事務担当者が事務打合せを実施
- ・ 用地事務等における不当要求行為の未然防止、適切な処理のため、北海道警察・弁護士会・（財）北海道暴力追放センターとの意見交換会（札幌、函館、釧路、旭川）を実施するとともに、網走警察署から講師を招き講演会（網走）を開催
- ・ 随時多様化する業務発注手続や積算業務に関する業務効率化・改善のため、副所長を中心とした積算品質対策室を設置し、現状に即した業務の見直しを実施（小樽）
- ・ 主要事業の工事計画、用地取得スケジュールについて情報共有を図るとともに、事業遂行上のリスク認識とその対応策の検討を行い事業のスピードアップを図るため、用地部門と事業部門の連絡会議を開催（札幌）
- ・ 積算における違算防止のため、本局、他開建、他事務所とのクロスチェックを実施（札幌、釧路）

なお、本局推進本部においては、取組の実施予定及び結果の確認を行うとともに、優良事例（開

建幹部等による現場指導、事業概要部内説明会、現場見学会等）については、イントラネットで紹介情報共有を図った。（平成 25 年 2 月末現在 10 件）

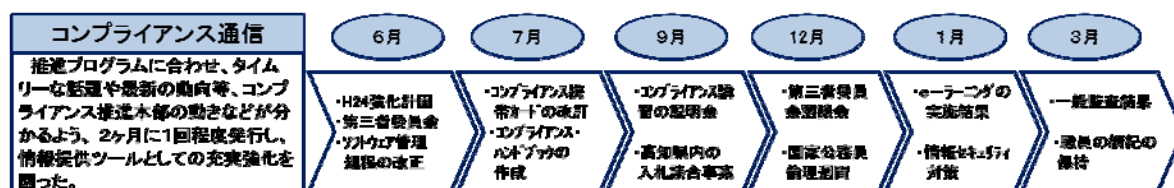
<p>○開建幹部等による現場指導（小樽ほか）</p> <p>技術力の向上・強化、風通しの良い垂直的なコミュニケーションに資するため、開建幹部等が担当係長等と現場に同行し、工事監督等を指導</p> 	<p>○事業概要部内説明会（帯広）</p> <p>開発行政等に係る理解向上及び部門間連携を図ることを目的に若手職員等を対象に実施</p> 
---	--

このように、自主的・自発的な取組として、各課等において多様で有益な取組を積極的に実施しており、職員アンケート結果においても、初年度から52%の職員が参加した。

③「コンプライアンス通信」の発行

コンプライアンスに関するタイムリーな話題や最新の動向等について、管理監督者を対象として、2ヶ月に1回を目途に「コンプライアンス通信」を発行し、職場内における情報提供ツールとしての充実強化を図った。（6、7、9、12、1月、3月に発行）

「コンプライアンス通信」は、各職場において職場内ミーティング等で活用され、職員の意識向上に役立てられた。



(3) 職員を対象とした取組

公務外非行等の防止については、公務外非行等に係る事例集を作成し、各種会議や職場内ミーティング等で職員へ周知するとともに、23年度及び24年度には家族向けリーフレットを作成して職員及び家族に周知した。

また、公務外非行等が発生した場合には、職員へ周知・注意喚起等を行い、再発防止に向けた取組を実施した。

なお、職員アンケートにおいて、「職場外の行動においてもコンプライアンスを意識するようになった」と回答した職員は94%と意識が向上していることを確認した。

21年度から設置したコンプライアンス及び業務改善に関する「ご意見箱」については、利用しやすいよう掲載方法の工夫等を加えながら継続して実施した。（23年度22件、24年度5件）

コンプライアンスの強化に係る取組については、職員アンケートにおいて、88%の職員が「自分自身に関わる取組に取り組んだ」と回答し、また95%の職員が「コンプライアンスの強化に取り組むことでコンプライアンスの意識は向上した」と回答していることから、コンプライアンスの取組は十分定着しており、職員の意識も大きく向上していることを確認した。

2 研修・学習の場の充実

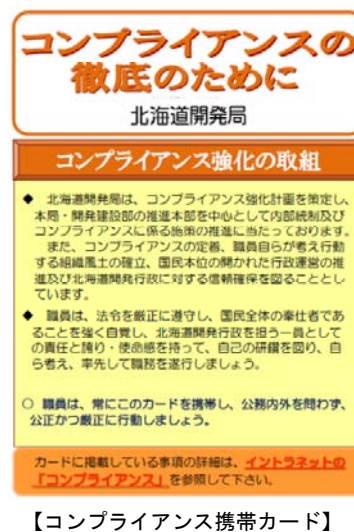
(1) 基礎的な取組（全職員）

①コンプライアンス携帯カードの改訂

全職員に配付しているコンプライアンス携帯カードは、21年度に作成して以降、記載内容の拡充やイントラネットと連動させるなどして、改善を図ってきており、コンプライアンスに関する基本的な知識の周知等に効果を上げている。

②eラーニング（基礎）の実施

全職員を対象にeラーニング（基礎）を実施し、服務・倫理・発注者綱紀保持に関する基礎的な理解度のチェックを実施した。
H24：服務・倫理・発注者綱紀保持のeラーニング（受講率：95.1%、正解率：97.1%）



平成21年から4カ年にわたり全職員を対象に、eラーニング等を活用して服務・倫理・発注者綱紀保持に関する理解度を確保する取組を実施し、正解率は着実に上昇していることから、基本的な事項については、確実に理解されていることが確認できた。

(2) 応用的な取組（管理者層）

①応用的な教材の開発

コンプライアンス強化計画に係る知識の応用に重点を置いた、管理者向けの「コンプライアンス・ハンドブック」を作成・配付した。「コンプライアンス・ハンドブック」は、本局幹部等による各種会議や研修等の場で活用され、コンプライアンスに関する応用的な知識の習得に役立てられた。

- ・ 新任事務所課長級研修及び新任課長級研修：約140名。
(組織トップ（局長）から直接講話を聴けたことが理解の促進と士気高揚につながっている。)
- ・ 次長（総務担当）会議や全道道路計画課長会議等：約300名。

②コンプライアンス講習

一般監査の実施結果、最近のコンプライアンスに関係する事例及びeラーニングによる法令知識等の理解度を踏まえ、全職員を対象に服務・倫理・発注者綱紀保持に関する講習を実施した。

8月：各開発建設部の発注者綱紀保持担当者等約90名を対象に実施

9月：本局の管理者層約130名を対象に実施

10～11月：各開発建設部の発注者綱紀保持担当者等及び本局管理者層から職員に対して講習内容を職場内ミーティング等で説明

③e-ラーニング（応用）の実施

21～23年度に実施したe-ラーニング等によるサービス・倫理・発注者綱紀保持に関する基本的な理解度の確認を踏まえ、24年度には全職員を対象としたe-ラーニング（基礎）の実施に加え、管理者層を対象にe-ラーニング（応用）によりサービス・倫理・発注者綱紀保持に関する応用的な理解度のチェックを実施した。その結果、管理者層については、応用的な事項についても確実に理解されていることが確認できた。

H24：サービス・倫理・発注者綱紀保持のe-ラーニング（応用）（受講率：97.3%、正解率：92.5%）

（3）職員研修

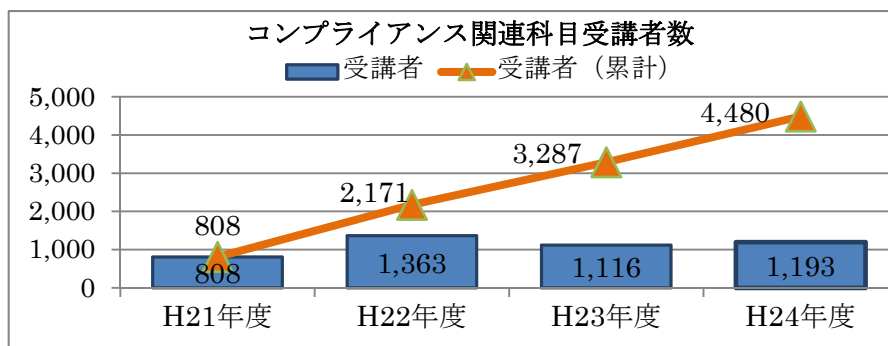
①研修計画の策定等

ア) 適切な目標とプログラムの設定

コンプライアンス推進本部の監修の下、事後調査票等の結果を基に実施した研修の改善点等の検討を行い、引き続きコンプライアンスを確保しつつ北海道開発局の使命を果たすために必要な専門的能力、危機管理能力、マネジメント力等の能力を向上させる研修計画を策定した。

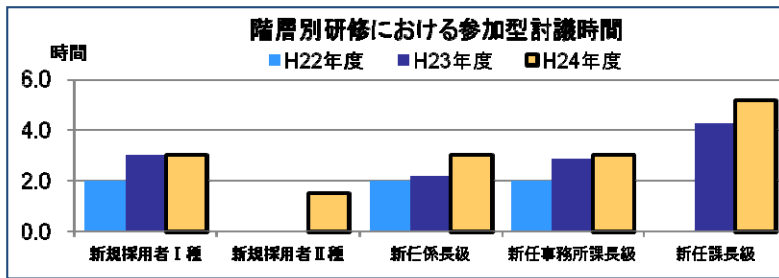
これまでに幹部級の管理研究会の新設、階層別研修及び専門研修の研修内容の見直しを行い、直接的及び業務に関連した専門的な知識の付与を通じて意識の醸成を図った。

21年度以降、24年度までに概ね全職員（延べ約4,500人が受講）の受講が完了した。



イ) 参加型討議の確保と討議手法の改善

21年度以降、コンプライアンスに関する意識の醸成を図るため、参加型討議は管理研究会、階層別研修及び入札契約関連研修で実施し、24年度は階層別研修において討議時間を増やした。討議テーマは、毎年、各階層等に討議させるに相応しい内容を設定し、管理研究会、上位層の階層別研修では個人の考えをまとめさせた事前レポート、討議内容の発表要旨等を提出させ、討議の充実、深化を図った。



【参加型討議の実施】

ウ) 局内講師の能力向上

本省及び他府省実施研修等へのコンプライアンス関連研修に派遣を継続するとともに、内部講師の参考資料として「研修講師の手引き」を改訂、講師に事前に周知し、研修効果の向上に努めた。

21年度以降、本局係長級以上の局内講師予定者の受講は、24年度の10名を含み、総計で33名となった。

事後調査票等から、コンプライアンスに社会的使命の達成が含まれていること等への理解が深まったことが確認できるなど、コンプライアンス単独の講義から、実務とコンプライアンスを関連付けた講義へ移行することで、更に理解の定着が図られている。

また、管理者層を対象とした研修の事後調査票等から、不祥事や職員管理上の諸問題を未然に防止するための管理監督者の取組内容、課題、悩み等の意識の共有化が確認できるなど、参加型討議を通じて風通しの良い職場環境づくりと部下の育成へのより深い意識付けが図られた。

②専門研修等のカリキュラム見直し

専門的能力の向上及び各部門が抱えるコンプライアンスに関連した様々な課題に対応するため、専門研修は必要に応じて講義内容や研修カリキュラムを弾力的に見直して実施した。

また、課題や諸課題に対応するべく、広報広聴マネジメント力向上のための「広報広聴マネジメントに関するセミナー」及び職場のマネジメント・人材育成に係る能力向上のための「組織運営に関するセミナー」を実施した。

事後調査票等から、コンプライアンスに社会的使命の達成が含まれていること等への理解が深まったことが確認できた。(再掲)

21年度以降、専門研修にコンプライアンス関連科目を導入し、専門的能力の向上とともに、実務とコンプライアンスを関連付けた講義等で理解の深化が図られた。

③日常業務を通じた意識の向上・知識の付与（OJT）を支援する研修

管理監督者によるOJTを支援するため、新任課長級研修、新任事務所課長級研修及び管理監

督者コーチング研修等において、「コーチング」「部下指導」等の講義を実施した。

また、イントラネットに掲載中のOJT等に関する教材の再周知を図り、自己学習を促した。

さらに、風通しの良い職場環境づくりのため、管理者層を対象に業務運営・部下指導に対するセルフチェックを実施した。

事後調査票等から、部下との信頼関係の構築、部下指導等で参考になったことが確認できるが、職場で実践するまでには至っていない。

管理者層を対象とする研修において実施してきた「コーチング」「部下指導」等に係る知識、ノウハウの付与は、OJTの実践に資するものであるため、引き続き取り組む必要がある。

セルフチェックについては、管理者層の業務運営・部下指導に対する意識レベルを把握することができた。

(4) 職員への情報提供・職場における情報の共有化

本局及び開発建設部は、コンプライアンス強化計画の各取組や業務を推進するに当たって必要な情報について、幹部職員による現場訪問、各種会議、イントラネット、職場内ミーティング等により、積極的に情報の提供及び共有化を行い、周知徹底を図った。職員アンケートにおいてもコンプライアンスに関する必要な情報が提供されている（97%）ことを確認した。

イントラネットについては、サービス・倫理・発注者綱紀保持に関する資料・教材や各課所におけるコンプライアンス強化に関する取組の優良事例を掲載するなど、職員への情報提供の手段として積極的に活用している。

なお、職員アンケートにおいては、業務に関する情報を得る上でイントラネットが役に立ったと回答した職員が90%と重要なツールであると認識されていることから、引き続きイントラネットの積極的な活用・充実を図るとともに、コンテンツ作成のための知識付与等、使いやすさの向上に資する取組についても継続して取り組む。

取組事例

■取組事例

番号	タイトル	取組年度	概要	部局
1	メールマナー	H22～	メールマナーについて部独自で定め、全職員に周知（メールの種類や概要を明記することにより、処理すべき優先度、重要度の判断が可能となり、業務処理の効率化、作業時間の短縮が図られた）	札幌
2	朝礼の実施	H23～	課所長が所属長としての意識を高く持ち、職員の業務の進捗状況を確認することによる超過勤務の縮減、また、職員のモチベーション向上のために毎日朝礼を実施（管理職員による部下職員の業務の進捗状況の再確認、健康状態の把握、職員自身のスケジュール再確認、目標の明確化、仕事モードへの切替えに効果があり、コミュニケーションの向上、適切な業務の進行管理が図られた）	函館
3	電話対応マナー	H24～	電話対応マナーの基本的な留意事項を職員に周知し、より一層の接遇の向上を図る（接遇の向上、職員の意識向上が図られた）	
4	適正な損害賠償事務の推進	H23～	早期かつ適切な事故解決に向けて、顧問弁護士に加え、車両損害鑑定人等の専門家を活用した損害賠償事務を推進（専門家の活用による交渉の円滑化が図られた）	室蘭

【優良事例の紹介（イントラネット）】

Ⅲ リスクマネジメント

1 リスク点検の実施

24年度のリスク点検は、これまでの点検や監査結果を踏まえ、点検を『共通分野（「総務・会計等」、「入札契約（工事・業務）」、「情報管理」）』と『専門分野（開発局の事業・事務を25分野に分類）』に再編し、点検項目の重複の排除、リスクの重大性等の観点からリスク内容の精査を図るとともに、職場の負担軽減等の観点から、実施時期を前期（共通分野）と後期（専門分野）に分け点検作業を平準化するなど点検方法の改善を図り、全課所・全業務を対象に実施した。

点検の結果、前期・後期を合わせ 2,250 種類のリスク対応については、99.9%が対応策を実施済みであり、実施予定であった残り 0.1%についても本年度中に対応策がとられ、リスク対応は着実に実施された。

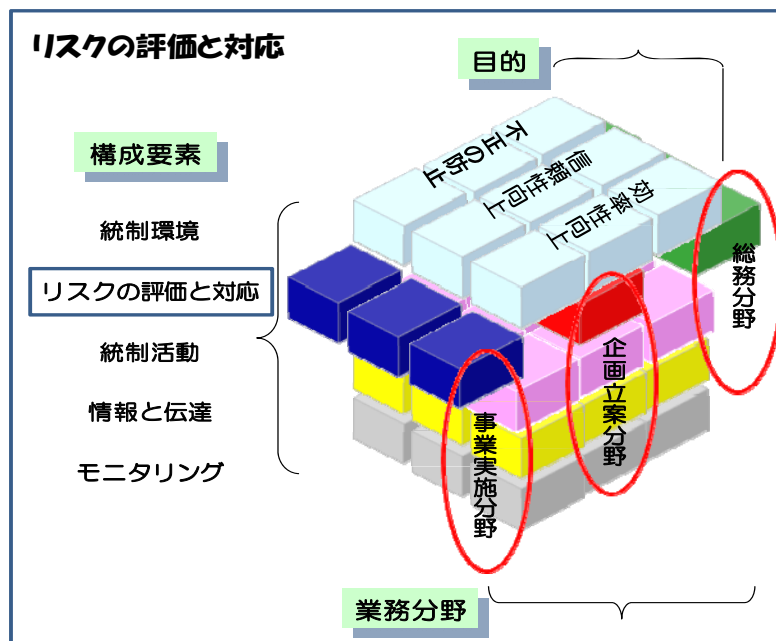
なお、リスク対応は実施されているものの、一部のリスクについては、当該リスク対応を確実に履行する側面において、個別の注意や繰り返し周知徹底を図るなど、更なる取組が必要であることも明らかとなった。

これら点検結果については、各専門分野及びワーキングチームにおいて分析を行うとともに、明らかとなった諸課題について改善方を策定し、業務運営に反映した。

リスク点検は21年度から開始し、22年度からリスクの所在を確認するため、組織全体で網羅的に点検を、今年度は部門特有のリスクに特化するとともに、リスク対応の定着を図ることを目的に点検を実施してきた。

職員アンケートにおいては、日常業務に潜んでいるリスクを意識するようになったと回答した職員は92%に上り、これまでの継続的な点検の実施により、職員個々のリスクに対する意識向上が図られていることが確認できた。

また、更なる取組が必要と考えるリスクも顕在化するなど、今後における対応の必要性も伺えた。



分野		分類				リスク					リスク対応							目的	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15			16	17	18
ガイドラインの分野	共通・専門分野	大分類	中分類	小分類	細分類	リスク	リスク補足説明	対象組織	リスク番号	旧リスク番号	リスク対応	リスク対応補足説明	対象組織	リスク対応のルール化状況			リスク対応番号	旧リスク対応番号	不正の防止
														物理的な対応策	制度的な対応策	運用上の対応策			
全分野共通	共通	共通	文書管理			必要な議事録の作成を怠る		本部・本部等共通	ZA004		会議等があった場合には、記録などのを抜き、議事録等の文書を作成する。		本部・本部等共通	☆	○	国土交通省行政文書管理規則 公文書管理法及び行政文書管理規則等に基づき公文書管理の徹底（平成24年度17日付付北開局総第305号）	ZA004-1		○
全分野共通	共通	共通	外部対応	総務・監査		突然の来訪者（電話を含む）との対応で、重要関係をよく確認せずに対応		本部・本部等共通	ZA003	N011	行政相談の内容を聴取した上で、直ちに回答できないものである場合は、後日回答する旨を相談者に告知し、速やかに担当課に処理を依頼する。		本部・本部等共通	☆		行政相談業務処理要領	ZA003-1	N011-1	○
全分野共通	共通	共通	情報公開			スケジュール管理の不適正		本部・本部共通	ZA007		配布する進行管理表の開示審査スケジュールを確認すると共に、決裁区分を整理した事案も踏まえて、審判及び議裁等の事務処理に遅れが生じないように、進行管理を行う。		本部・本部共通	☆		情報公開審査処理の検討 情報公開審査の遅延による審判決定の遅延及び事案について（平成24年度17日付付北開局総第305号）	ZA007-1		○

【リスク対応点検表】

2 予測困難な事象が発生した際の対処方策

災害や報道対応が生ずるような事件・事故等の異常事態が発生した場合の危機管理対応の留意点等を取りまとめた「コンプライアンス・ハンドブック」を作成し、管理者層に配布するとともに、各種会議において本局幹部等による説明を行い、周知徹底を図った（24年6月）。

職員のリスクへの意識が向上していること（職員アンケート結果）も相まって、速やかな事態の把握、幹部等への報・連・相など情報連絡が徹底されてきており、迅速・的確な事案への対応等がなされている。

<p>北海道開発局 コンプライアンス・ハンドブック</p> <p>平成24年6月22日</p>	<p>目次</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成24年度コンプライアンス強化計画 2 国家公務員の服務 3 国家公務員の倫理 4 発注者綱紀保持 5 異常事態が発生した場合の危機管理 <p>【参考】 開発監理部関係主要情報連絡系統図</p>
---	--

【コンプライアンス・ハンドブック】

IV 業務運営の見直し等

1 入札契約プロセスの見直し

(1) 総合評価落札方式の改善等

①新方式の試行

直轄事業に係る総合評価落札方式の適用等に当たっては、総合評価に係る課題等を踏まえ、公共事業の品質確保の観点に即し、公正・厳正性を確保しつつ、逐次、改善等に取り組んでいる。

工事の仕様に対して企業・技術者が適切で確実な施工を行う能力を有しているか確認するもの（施工能力確認型）、高度な施工技術が求められる場合等に技術提案を重視した評価を行うもの（技術提案評価型）等、総合評価落札方式に係る新たな総合評価の試行に当たっては、24年度は施工能力評価型の試行を行い、新方式に際しての機密情報管理等をはじめとするコンプライアンス確保策、公正かつ厳正適確な評価の確立に向けた諸検討等、試行結果の検証を実施した。

②機密保持の徹底等

入札契約過程等で変化する入札契約文書の機密保持レベルに留意し、文書のファイリング等の取扱いにも十分に注意を払い、機密保持の徹底等を図るため「入札契約に係る情報公表の取扱いについて」を発出し、関係課所職員に周知を行った。

入札・契約に係る情報等の漏洩防止を図るため、パスワードの設定や暗号化等による情報管理の徹底を行い、さらにそれぞれの情報の重要性について明確にするため、関係文書等の情報の格付基準を整備し、取扱制限の決定・明示が確実に行われるよう関係職員に周知を行った。

これらの取組により、情報管理の重要性を職員一人一人が自覚し、事故を未然に防ぐ結果となっている。

(2) 機械関係役務契約の適正な執行

事務所等における機械関係の専門技術職員は、1名程度の配置のため、監督及び審査等に係るチェック機能が十分ではないことから、機械関係役務契約（自動車修繕等単価契約）に係る監督体制、積算審査体制及び検査体制の強化（監督職員の複数配置、専門技術者による審査、検査内容の明確化等）について、実施要領等を改正した。これらを会議等により関係職員等へ周知を図るとともに、自動車修繕等の単価契約の実施に伴うフォローアップ調査を行った。

これらの取組により、概ね実施要領等の改正に沿った事務処理等が実施されていたところであるが、一方で書類の作成や審査等の事務処理が膨大となり、修繕の遅れにより事業の執行に支障を来している実態もあることから、仕様書等の見直しを検討する必要がある。

(3) 機械以外の役務契約の見直し

役務の提供及び物品の製造・購入等の契約（以下「役務契約等」という。）における効率的かつ

円滑な事務処理とコンプライアンスの一層の強化を図るため、役務契約等の計画、発注、執行、検収等の各段階における課題と対応策の検討を行うこととし、本局においては24年8月にプロジェクトチーム、9月に4開発建設部にワーキングチームを設置し、これらの課題解決に向けて検討を行ってきた。

24年度においては、監督・検査、設計変更、契約変更手続、標準契約書・仕様書、審査体制、決裁区分等について、3月末に通達等を発出した。

また、役務等の概要として、役務契約等の発注等の実績、次年度の発注概要等について、25年度から幹部にも情報の共有化を図ることとしている。

この取組については、24年度から始めたところであるが、役務等契約は種類・範囲が広いことから、まずはその中の根幹部分について整理を図ったところである。

なお、これまでルール化されていなかった部分がルール化されることにより、事務処理を行う上での判断基準が示され、コンプライアンスの強化につながるるとともに、業務の効率化に資するものとなった。

(4) 平成23年度以前の取組のフォローアップ

24年度のリスク点検と連携して23年度以前の取組について、点検・フォローアップを実施し、入札・契約に係るリスク対応は適切に取り組まれていることを確認した。

(5) 入札談合事案に係る再発防止対策

高知県内の入札談合事案に係る当面の再発防止対策として、従前から取り組んでいる技術提案書における業者名のマスキングの徹底、予定価格作成時期の後倒し、総合評価方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保について引き続き実施したほか、新たに入札書と技術提案書の同時提出を実施した。

2 会計事務の見直し

(1) 国有財産管理事務等の見直し

① 国有財産に係る再発防止策等

24年3月に発覚した国有財産処分に係る不正事案を受け、「国有財産の管理及び処分事務に係る厳正な事務処理の徹底について（指示）」（平成24年3月27日付け局長通達）、「国有財産に係る事務処理について」（平成24年4月6日付け会計課長事務連絡）等により、国有財産の処分等に係る再発防止策を講じた。

具体的には、部長の下で国有財産の状況や処分方針を決定する国有財産処理会議、売り払い手続き前における本局による事前審査、登記事務における審査事項のチェックリスト化及び決裁過程の明確化、国有財産の状況確認、不動産登記嘱託印の押印の文書依頼等の取組を行うこととし、24年9月の部局点検における指導等を経て、現在は各取組が確実に実施されている。

国有財産管理事務に関しては、23年度においても、歳入案件と同様に外部対応時の複数人対応、

国有財産台帳と登記簿の突合等を行っており、不正事案を受け行った上記24年度の各種取組と併せ、これまで改善に向けた様々な取組を行ってきたところである。

これらの取組は会議や説明会等を通じ、浸透してきたところであり、国有財産管理に関する規程が整備され、適正な管理が着実に進展している。

また、道路、河川等の公共用財産についても、定期的に道路台帳、河川現況台帳と現況の確認を行った。

②灯油タンクの配管取替等

灯油タンクの配管取替等については、22年度及び23年度に灯油漏れ事故が多数発生したことから、23年度に配管の取替基準を示し、対応を行っており、24年度も引き続き当該基準に達するものの取替等に取り組み、給油確認表を活用しながら管理を行っていることを24年9月の部局点検において確認した。

これらの配管の取替、加圧試験、チェックシートによる確認等の取組を行ってきた結果、灯油漏れ事故については、発生していない。

また、給油確認表を付けることにより、早期の灯油漏れ発生を把握できるようにし、各課所ともに異常値の解明に努め、灯油タンクの適正な管理に取り組んでいる。

(2) 物品検収・管理事務

①物品の納品検査

22年度に実施された会計検査における不適正な事務処理があったとの指摘を踏まえた、平成22年11月26日付け会計課長事務連絡による物品の納品時の複数対応等の再発防止策については、22年度から24年度の各年度に行った部局点検において、確実に再発防止策が実施されていることを確認した。

②物品管理簿と現物の突合

物品管理簿と現物の突合に関しては、他機関において備品等に不整合が見られたことを契機として、22年度から各開発建設部に対して整理を図るよう指示してきたところであり、また、23年8月には本省から重要物品に係る物品管理簿と現品との突合指示があったところである。

これらの指示を踏まえ、23年度には重要物品の突合及び修正、24年度には一般物品についても物品管理簿と現物の突合を行うとともに、個人別使用簿を新たに作成することにより、職員に対して使用者としての自覚を促し、不整合の防止と適正な管理の一層の進展を図った。

なお、物品管理簿と現品の突合及び個人別使用簿の作成については、24年度の部局点検や物品検査において、作業状況の確認や指導を行い、概ね作業が完了したことを確認した。



【物品検査】

③工事資材等の管理の適正化

「土木工事における現場発生品の取扱いについて（フロー図）」の送付について（平成24年3月26日付け会計企画官、技術管理企画官事務連絡）により、工事発生物品の取扱いについて、周知を図ったところであり、また、同時に融雪後における工事資材及び不用品の点検について会計課長事務連絡を発出し、工事資材等の適正な管理について、取り組んできたところである。

これらの取組については、経理課長会議等各種会議において周知を図るとともに、部局点検や物品検査において保管状況の確認を行い、概ね適正に保管されていることを確認した。

なお、工事資材等の管理の適正化については、22年度から発生した資材等の保管物品の盗難を受け、「資材等保管物品及び灯油タンクの管理について」（平成22年11月11日付け開発監理部長通達）及び「会計事務の適正な執行について」（平成23年3月29日付け局長通達）、また、平成24年3月26日付け事務連絡等を発出し、資材保管場所の選定、施錠、見回り等の対策を指示したところであり、部局点検等により、着実に実施されていることを確認した。

（3）債権管理及び歳入事務

22年4月に発覚した河川占用料の着服横領事案の発生を受けた再発防止策等に基づく事務処理について、平成24年9月に実施した部局点検において、確実に実施されていることを確認した。

これは、当該事務処理が着服横領事案を発端としていることに対する職員の理解が進んでいることもあって、着実に実施されているものである。

（4）会計研修等

会計研修において、コンプライアンスに関する講義だけでなく内部統制等に係る講義も取り入れ実施した。（受講者38名）

また、開発建設部の経理・調達事務の担当者についてスタッフ別の勉強会（参加者106名）を実施し、コンプライアンスの強化計画の説明をはじめとして、各スタッフの担当する部分について再発防止策を詳細に説明し、併せて意見交換等も行った。



【スタッフ別勉強会】

会計事務担当者への会計事務全般の基礎的な知識を付与する会計研修にコンプライアンスに関連した講義を入れることにより、会計事務に携わる職員全体のコンプライアンスの強化に効果があった。

また、23年度から始めたスタッフ別勉強会は、再発防止策を含む実務を中心として、各々の担当に即した再発防止策の詳細の説明や意見交換を行っており、コンプライアンス意識の徹底や業務に対する深い理解につながった。

（5）23年度以前の取組のフォローアップ

24年9月に部局点検に本局会計課が赴き、全開発建設部、8事務所において、24年度までに指示した再発防止策等の実施状況の確認を行った。

22年度から24年度までの毎年度部局点検に入り、事務書類等を確認することにより、再発防止策等の確実な定着に資することができた。

3 用地事務の見直し

(1) 新任用地担当管理者に対する教示

用地取得事務を的確に実施するため、多段階チェックシステムの強化等の具体策を示し発出した通知「適正な用地事務の執行のための取組について」について、23年度に引き続き調査官会議や用地課長会議の場で周知徹底を図った。

新任用地担当管理職に対する教示については、新任を含む全開発建設部の用地担当管理職に対し、不正防止対策の重要性、多段階チェックシステムの強化等各対策の趣旨について教示した（4月：調査官、6月：用地課長）。

また、各開発建設部においても、調査官又は用地課長から課内会議、職場内ミーティング等を活用し、課内職員に対し各不正防止対策について教示した（4～6月）。

用地取得の不正防止対策については、過去に地方整備局において不当要求等を端緒とした不正事案が発生したことを踏まえ、各種の取組を実施してきたところであるが、22年度にも地方整備局において架空物件等に対する虚偽の補償算定を行うなどの不正事案が発生したことから、23年2月に土地・水資源局総務課長通知が発出され、不正防止対策の実施上の指針が示されたものである。

当局としても具体化した取組を通知として発出し、新任用地担当管理職等に対する教示を規定するなど各々の取組の趣旨等を周知・徹底してきたところである。

(2) 不正防止対策の点検調査

24年9月に用地取得の不正防止対策の実施状況の点検調査を行った。今年度は、不動産登記嘱託職員の印の管理を徹底するため、24年3月に「不動産登記嘱託職員の印取扱規程」を改正したことから、用地取得の不正防止対策の実施状況と併せて、不動産登記嘱託職員の印の取扱状況についても点検調査を実施した。点検調査の結果、実施状況及び取扱状況は適切であった。

また、全開発建設部調査の結果は全道会議で紹介した。

今後も取組の確実な実施に向け、引き続き不正防止対策の周知・徹底を図っていくものである。



【不正防止対策の点検調査】

4 情報セキュリティ対策等

(1) ソフトウェア管理の適正化

ソフトウェア管理の徹底のため24年3月27日に改正した「北海道開発局ソフトウェア管理規程」（平成24年6月1日施行）について、施行日までに各種会議で説明を行ったほか、変更概要をイントラネットやコンプライアンス通信に掲載し職員周知を行った。

また、同規程に基づき、ソフトウェアインストール状況点検を毎月実施したほか、12月にはソ

ソフトウェア運用状況の点検を行い、3月の情報セキュリティ委員会において報告を行った。

ソフトウェア管理の適正化については、同規程の制定、より実効性の高いものとするための改定により、管理及び点検体制が整備され、効果的に是正対応が取られてきたが、引き続き規程遵守のための取組を実施していく。



【ソフトウェア管理規程に関する会議での説明】

(2) 情報セキュリティ知識の定着と点検等

「北海道開発局情報セキュリティポリシー実施手順書」について、職員が読みやすいものとなるよう改訂を行い、行政事務従事者編及び情報セキュリティ担当者編については、12月以降に局内及び各開建で説明会を開催し、職員周知を図ったほか、2月には理解度を確認するためにeラーニングを実施し、知識の定着を図った。

また、情報セキュリティポリシーの各遵守項目については、適切な運用が行われているかを確認するため、全ての行政事務従事者を対象とした自己点検を実施し、その結果に基づき1～2月に監査を実施した。

さらに、5～7月に各種職員研修において、情報セキュリティポリシー教育を実施した。職員研修による情報セキュリティポリシー教育、eラーニング、自己点検等の実施により、知識の定着が図られてきており、職員アンケートにおいても95%の職員が情報セキュリティ対策等の情報管理に対して意識するようになったと回答している。このように、情報セキュリティに対する意識は高まってきているものの、今年度、実施手順書を改訂し取扱いの変更等もあったことから、今後情報セキュリティに関する更なる意識向上が図られるよう、引き続き教育及び点検を行う必要がある。



【実施手順書改訂に関する説明会】

(3) 情報システムにおけるセキュリティ対策

システム管理者に知識を付与する目的から、4～6月に教育用資料を作成・配布し、8月にeラーニングを実施するとともに、11月に自己点検を行った。

(4) 情報の格付・取扱制限等の基準化の検討

情報管理の適正化に向けて、平成23年度に入札契約分野の情報について格付を整理し、今年度は入札契約分野以外の情報について、格付指針を作成し、基準化作業を実施した。12月には基準化について周知し、格付及び取扱制限の明示の徹底を図った。

23年度及び24年度の2カ年で、情報の格付及び取扱制限の基準化を行ったことにより、職員アンケートにおいても95%の職員が情報の格付や取扱制限について意識するようになったと回答しており、

機密性2B情報

【関係者限り】

北開局総第〇〇〇号

平成〇〇年〇月〇〇日

機密性3情報

(出席者限り)

【資料1】

【情報の格付(イメージ)】

これまで取組が遅れていた格付等の明示については、今後実効性が高まっていくものと考えられる。

(5) 23年度以前の取組のフォローアップ

23年度以前の取組については、リスク点検と連携して情報セキュリティについて点検・フォローアップを行った。特に今年度においては、重要な項目に点検対象を絞り込んで実施し、要機密情報の保管や消去に関する取扱いについて、改善されていることを確認した。

5 職員管理業務

(1) 適法交渉の徹底等

①職員団体との交渉等の適正化

職員団体との交渉については、国家公務員法及び新たな交渉の枠組みを実施するための局長通達等に基づき、予備交渉を経た上で適法な交渉事項（管理運営事項及び権限外事項を除く）に限定して行っており、議事要旨はホームページで公表している。

また、職員団体への情報提供については、職員に周知した内容の範囲内に限定して行っている。

なお、国家公務員法の規定により交渉対象事項とすることができない管理運営事項等については、局長通達に基づき、意見交換会を開催し、職員団体との意思疎通に努めている。

職員団体との交渉、情報提供及び意見交換会の実施状況については、毎月定期的に本局推進本部へ報告を行っている。

これまでの間、国家公務員法等に則った適法な交渉等が行われており、労使関係の適正化に関する再発防止策が有効に機能していることが認められるが、健全な労使関係を構築するため、引き続き適法交渉等の徹底を図っていく必要がある。

交渉等の実施状況				
区分	年度	H20 (参考)	H23	H24 (2月末現在)
	交渉		2,086回	97回
提示・協議		7,227回		
情報提供		7,444回	81回	87回
意見交換会			3回	3回

②厳格な勤務時間管理の徹底

職員団体活動に伴う職員の勤務時間管理及び離席管理については、局長通達等に基づき、適正な管理の徹底を図っている。

また、支部役員の離席状況及び短期従事許可状況について、毎月定期的に本局推進本部へ報告を行っている。

これまでの間、職員団体活動に伴う職務専念義務違反行為は確認されておらず、無許可専従等の根絶に関する再発防止策は有効に機能していることが認められるが、引き続き勤務時間管理の徹底を図っていく必要がある。

③適正な庁舎管理

職員団体活動のための庁舎使用については、庁舎管理に関する規定に基づく使用許可手を徹底するとともに、職員団体に貸与している事務室については、必要最小限の面積による使用許可及び可視化の措置を22年度末までに実施した。

職員団体に対する庁舎等の目的外使用許可状況については、毎月定期的に本局推進本部へ報告を行っている。

職員団体活動に伴う庁舎使用については、適正な手続を経て許可されてきており、適正な庁舎使用に関する再発防止策が有効に機能していることが認められるが、引き続き適正な庁舎管理の徹底を図っていく必要がある。



(2) 管理職員等の知見・能力の向上

本局で開催する会議、職員管理講習会や開発建設部における課所長会議等を通して、職員管理に関するジョブトレーニングを実施した。

また、管理職員を対象とした各種研修において、国家公務員の服務規律のほか、職員団体制度、職員団体との交渉等の適正化等の職員管理に関する講義を実施している。

24年度においては、より具体的な対応事例を基にしたジョブトレーニングを実施し、対応能力の向上を図るとともに、本局職員課が開発建設部へ赴き、本部課長、事務所総務課長及び事業所長に対して、職員管理業務等に関するジョブトレーニング（10 開発建設部、課所長 182 人を対象）及び意見交換を行った。

事例研究等の実施状況

主催	対象者	区分	H23	H24 (2月末現在)
本局	開発建設部長又は次長(総務担当)	会議	2回	2回
	開発建設部の職員管理担当職員	講習会	3回	3回
	開発建設部本部課長、事業所長等	集合研修 (監督者研修、課長研修等)	2回	2回
開発建設部	課所長	課所長会議 (ジョブトレーニング)	33回	28回



職員管理講習会(本局)

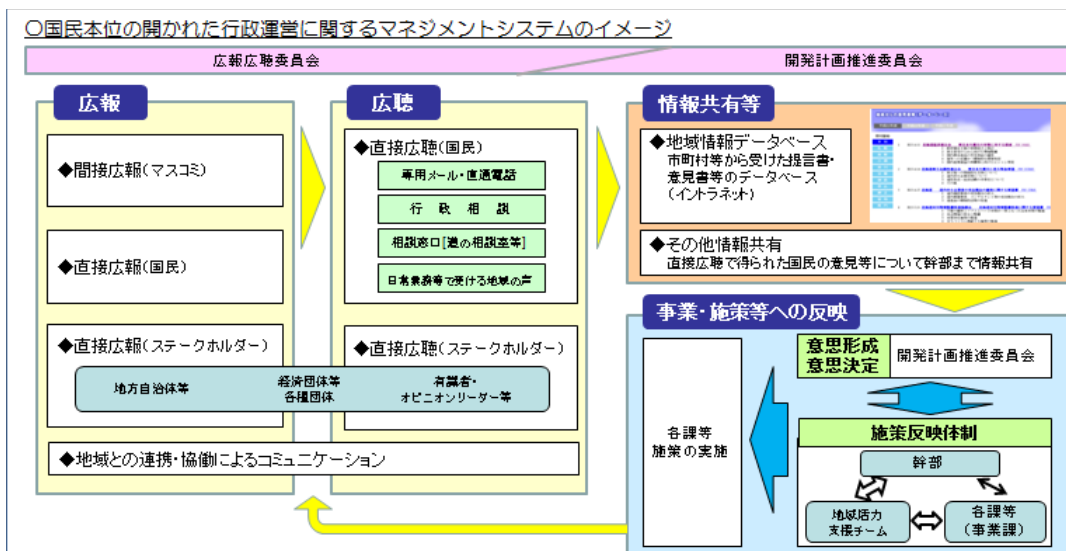


課所長に対するジョブトレーニング(開発建設部)

これらのジョブトレーニング、研修、会議等を通じて、管理職及び職員管理担当職員の職員管理に関する知見や能力の向上が図られてきている。

今後は、従前の取組に加え、新任の管理職など職員団体との交渉経験が少ない課所長に対する知見・能力の向上に重点を置いたジョブトレーニングを行い、職員管理に対する知見・能力の向上(レベルアップ)を図っていく必要がある。

V 国民本位の開かれた行政運営の推進



1 広報・広聴の取組

(1) 情報の公開

「平成24年度広報広聴基本方針」に基づき、各課において適時・適切に情報の開示を実施した。

(2) 広報活動の充実

平成22年度に広報広聴委員会の機能強化を図り、広報広聴活動に関する基本方針を策定し、以降毎年度見直しを行うとともに、この基本方針に基づき、報道機関への情報提供、記者説明会、ホームページ、Web版広報誌やメールニュース、現場見学会、出前講座等多彩なツールを用いて国民への効果的かつタイムリーな広報活動に努めてきた。この間、報道機関への資料提供（投げ込み）件数、記事掲載件数ともに着実に増加している。

	平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度(2月末現在)		
	リリース	報道件数	掲載率	リリース	報道件数	掲載率	リリース	報道件数	掲載率	リリース	報道件数	掲載率
本局	270	68	25%	301	93	31%	282	63	22%	273	85	31%
開建	482	164	34%	598	181	30%	727	229	31%	720	242	34%
合計	752	232	31%	899	274	30%	1009	292	29%	993	327	33%

【プレスリリース件数の推移】

平成24年度は、「平成24年度広報広聴基本方針」に基づく各種取組を進めるとともに、本局に「広報2012戦略室」を設置し、災害時広報活動の強化（(3)参照）、ホームページの見直し、現場広報の強化等の重点事項について具体的取組を進めた。

ホームページについては、プロジェクトチーム及びワーキンググループにおける検討を踏まえ、

各課のコンテンツの見直し、トップページの機能強化等を図った。

また、現場広報の強化については、各現場で工夫して積極的な広報に努め、開発建設部間の情報共有、ホームページによる一覧性のある情報発信を行ったほか、公共施設見学と観光との連携に取り組んだ。

今後も、国民に対する効果的かつタイムリーな広報活動に引き続き取り組む。

(3) 災害時広報の強化

従前から、災害発生時には、所管施設の被災状況や復旧作業の状況について積極的な広報を行ってきたところであるが、特に東日本大震災以降は、国民の防災・災害対応への関心の高まりに応えるべく、より迅速な情報発信、写真・動画を活用した情報提供や現地記者レクの実施等、分かりやすく丁寧な広報活動に努めてきた。

24年度は、災害時広報マニュアルの充実に努めるとともに、事業部門の災害広報担当者（本局・開建）及び活動記録担当者（開建）の登録による体制強化に取り組み、自治体支援も含め、災害時の当局の対応について、写真を多用した資料を作成するなどして、積極的な広報に努めた。

また、災害時の報道対応スキル向上を目的とした説明会を各開建で開催した。

今後も、迅速かつ分かりやすく丁寧な災害時広報に引き続き取り組む。



【国道230号中山峠土砂崩れ現地記者レク】

(4) 広聴活動の充実

22年度より広聴機能の強化を図り、本局及び各開発建設部のホームページに「開発行政へのご意見・ご要望」窓口や専用電話を開設し、その後、窓口寄せられた意見等の集約・分析と「地域活力支援チーム」等を活用した情報共有の取組を進めてきた。

24年度は、国民・地域の意見等が寄せやすくなるような環境づくりとして、ホームページの各種相談・問合せ窓口の整理等を行い、利用者のユーザビリティの向上を図った。

また、幹部等による地方自治体との意見交換など、地域との連携・協働による取組を進めるとともに、「地域活力支援チーム」等を活用し、その実施状況の把握に努めるなど、必要な広聴体制の確立及びその改善を図ることができた。

今後も意見等が寄せられやすい環境づくりに努めるとともに開発局が実施する事業・施策等への反映につなげる取組を引き続き進めていく。



【ご意見・ご要望の窓口】

2 地域の声の情報共有と事業・施策等への反映

(1) 地方自治体等の意見書等の情報共有

23年度までに地方自治体等から寄せられた意見書等を掲載するためのデータベース（地域情報データベース）をイントラネットに構築するなど、国民本位の開かれた行政運営に欠かせない地域情報の集約と分析、組織内の共有の仕組みを導入し、すべての職員が地域の要望等を容易に把握できるようになった。

24年度においても、地方自治体等から寄せられた意見書等を掲載するため、昨年度に構築した同データベースをイントラネットに掲載することを継続し、本局及び各開発建設部が新たに受理した意見書等について、同データベースに速やかに追加し、職員の情報共有を図った。

今後も、同データベースを活用できるよう、データ更新等の取組を継続していくことが必要である。

地域からの意見書等(データベース)			
平成24年度			
平成23年度			
平成22年度			
平成21年度			
受付部局			
道局			
本局			
札幌			
函館			
小樽			
旭川			
室蘭			
釧路			
帯広			
網走			
留萌			
稚内			

No.	Year	Sender	Title
131	H25.3.6	滝川市	一般国道12号の4車線化整備に関する要望書 PDF (1.20MB) 1 北海道の道路整備の推進 2 必要な事業量の確保 3 道路整備・維持管理の予算の確保 4 国道12号の内、滝川市北滝の川～道道江部乙雨電線交差点区間の早期4車線化
130	H25.2.20	日本消波根固ブロック協会	要望書 PDF (503KB) 1 消波根固ブロックのより一層の活用等について 2 美しく魅力ある国土づくり・地域づくりへの貢献について 3 河川災害等に備えたブロック備蓄の推進について(別紙) 1 型枠資料の価格調査及び積算への速やかな反映 2 年度末、災害復旧等工事での標準的な型枠貸与率で施工可能な工期の設定と貸与率割増の積算への反映 3 環境対応の特殊型枠等の積算への反映 4 各現場において必要なブロックの特性等の受注者への事前の指示
129	H25.1.30	室蘭建設業協会	要望書 PDF (297KB) 1 補正予算案及び本予算案への対応について 2 調査基準価格の引き上げについて 3 橋梁・トンネル維持補修工事の利益率引き上げについて 4 建設企業の経営の安定化について

【地域情報データベース】

(2) 国民意見等の情報共有等

22年度から本局及び各開発建設部ホームページに「開発行政へのご意見・ご要望」窓口や専用電話を開設したこと等により広聴体制の強化を図るとともに、国民より寄せられた意見等の処理手順を明確化したことで迅速に幹部まで情報共有できる仕組みを構築した。

このことにより、国民から寄せられた意見等の全体について、毎月本局幹部に件数及び傾向等を報告するとともに、開発建設部にも情報共有し、施策への反映をより円滑に行うための環境づくりに努めてきたところである。

前述の広聴活動により窓口等に寄せられた意見等については、23年度から「地域活力支援チーム」や「地域情報データベース」等を活用し職員に対する情報共有を行うなど、必要な情報共有体制を確立してきた。

24年度においても、「専用メール」、「行政相談」、「各部の窓口（道の相談室等）」により本局広

報室並びに開発建設部による国民や地域の意見・要望等の情報収集を行い、その結果として寄せられた意見等については、「地域活力支援チーム」等を活用し情報共有の取組を進め、「地域活力支援チーム」と事業・施策を担当する部署が連携しながら、開発局が実施する事業・施策等への反映につなげる取組を行った。

今後も現行の取組を引き続き進めていく。

(3) 意見等の事業・施策等への反映

23年度までに国民本位の開かれた行政運営の推進に欠かせない地域情報の集約と分析、組織内共有の仕組みを導入し、すべての職員が地域情報等を容易に把握できるようになった。

24年度はこの仕組みを活用し、「地域情報データベース」に掲載した地方自治体等から寄せられた意見書等も更に踏まえながら、開発事業等を進めた。

今後も引き続き、地域の要望等について、同データベース等を活用して、開発局が実施する事業・施策等へより反映させていく努力を継続していくことが必要である。

VI 監察機能

1 内部監査の実施

24年度は、コンプライアンス強化に係る取組状況（業務運営の見直し等、機密情報管理等、用地取得事務の不正防止対策）、行政情報の管理等及び災害発生時の対応について監査を実施した。

監査の実施に当たっては、監査の各プロセス毎（基本方針（4月）、実施計画（5月）、監査報告書（3月）の決定）に監察官等会議を開催し、審議を行った。

23年度の一般監査のフォローアップについては、該当部等から措置状況の報告を受け、監察官等会議（11月）において点検監査の要否等について審議を行った結果、「リスクマネジメント」について監査が必要とされ、24年度一般監査にあわせて監査を実施した。

24年度の監査の実施に当たっては、基本方針から監査報告に至る各プロセスや、前年度一般監査の提示意見に対するフォローアップについて、監察官等会議において審議を行い、効果的・効率的な監査を実施した。

なお、平成23年度一般監査報告における提示意見については、該当部等において業務運営の改善のための適切な取組が実施されている。

24年度の監査結果の概要は以下のとおりであり、一般監査結果を取りまとめた監査報告書はホームページにおいても公表している。



【平成24年度一般監査の実施】



【監察官等会議】

平成24年度一般監査報告		国土交通省
<p>「北海道開発局監査規則」に基づく「平成24年度一般監査報告書」を、25年3月15日に北海道開発局長に手交。監査項目及び主な提示意見は、次のとおりである。</p> <p>本監査結果や昨年度指摘した管理職員のマネジメント能力向上を図ることにより、更にコンプライアンスの強化に取り組み、北海道開発局における事務の適正な運営や綱紀の保持、不正行為の防止に努めることが必要である。</p>		
<p>【1 内部統制/コンプライアンス強化計画】</p> <p>(1) 「機械関係等役務契約の適正な執行について」に関する取組状況</p> <p>➢ 機械関係等役務契約（自動車修繕等単価契約）については、昨年度改正された関係規定のフォローアップが行われ、業務運営の見直しが行われた。今後も、その時々が発生する課題を踏まえ、不断に見直しを行うことが必要。</p> <p>(2) 「機密情報管理等の取組状況」</p> <p>➢ 入札契約情報については、旧方式による機密性の格付表記が混在しており、改めて入札格付基準に沿った表記方法を遵守するよう徹底すべき。</p> <p>➢ 入札契約以外の情報格付基準は、実際に格付を行う職員の見解も聞き、分類方法を含めて見直すなどの検討をすること。</p> <p>(3) 「用地取得事務の不正防止対策の実施状況」</p> <p>➢ 厳格に原本管理が行われる一方で補償額が変更された場合、変更前・後の補償調書（総括表）双方が原本になり得る文書として併存。変更前の補償調書の原本性が消却されたことを明示することが必要。</p> <p>➢ 多段階チェックが形式的にならないようにするとともに、職員によるチェックを確実に確認するため、異なる色使いのチェックの表示やチェックの状況（結果）を一瞥にして確認できるようにするなど、チェックの状況（結果）を「カタチ」として示す工夫が必要。</p>	<p>【2 行政情報の管理等（情報公開）に関する取組状況】</p> <p>➢ 「工事等設計書の再開示請求分の総務課処理」分を拡大し、集中する原課負担の軽減を検討すべき。</p> <p>➢ 不開示部分を含む文書の開示に係る作業省力化のため、墨消し機能を有したソフトの活用も検討すべき。</p> <p>【3 災害発生時の対応に関する取組状況】</p> <p>➢ 防災対策事務規程等が改正された場合は、その改正を踏まえて、関係文書も速やかに改正すること。</p> <p>➢ 防災訓練等の実施や災害対応で得た課題及び反省点は、開発建設部で措置できるものはスピード感を持って措置すること。</p> <p>➢ 所管施設の被災に伴い避難した住民等に対して、災害応急対策の実施状況、復旧見通し等の災害情報を提供するとともに、当該情報の提供に当たっては、被災規模等に応じた提供方法を検討すること。</p> <p>【4 その他（平成23年度一般監査のフォローアップ）】</p> <p>平成23年度一般監査項目の「リスクマネジメント」をフォローアップ</p> <p>➢ 一層、リスク点検項目数を絞り込み、リスク点検の効率化を図るとともに、職員個々のリスク意識を高めること。また、業務改善方策についてもより具体的な方策を検討すべき。</p>	

2 外部通報・内部通報等

24年度は、職員による内部通報制度及び外部からの不当な働きかけ防止に係る公表制度について、イントラネット、コンプライアンス携帯カード等で周知を行った。

また、外部通報制度についても、引き続きホームページにより周知を行っている。

なお、受理された通報については、規程等に基づき適切かつ迅速な処理に努めた。

外部通報制度については21年4月にホームページ上に通報専用メールボックスを設置し、内部通報制度についても23年3月にイントラネットに通報専用メールボックスを設置し、通報しやすい環境の整備とその周知に努めてきた。

また、受理された通報については、適切かつ迅速な処理を図るため、外部通報制度にあっては「北海道開発局談合情報等事務処理要領」を22年10月に改正し、内部通報制度にあっては、「北海道発注者綱紀保持規程」を23年3月に改正し、開発局幹部職員及び本省への報告等に係る事務処理手続きを明確化した。

通報制度については、これまでイントラネット及びホームページ上に通報専用メールボックスを設置するなど通報しやすい環境整備と職員等への周知を図ってきており、職員及び外部から広く認知されてきている。

職員アンケートにおいても、内部通報制度について95%の職員が認知しており、このうち、62%の職員が必要が生じれば利用したいと回答している。

今後も通報窓口等の周知を図るとともに、受理された通報について、適切かつ迅速な処理に努めていく必要がある。

職員による内部通報制度等

コンプライアンス強化の取組

- エの向けの宣言
- コンプライアンス強化計画
- 内部統制報告書

服務・倫理・発注者綱紀保持

- e-ラーニングの実施について
- コンプライアンス講習の基本教材
- よし承く守るための資料

職員による内部通報制度等

- 職員による内部通報制度
- 外部からの不当な働きかけ防止
- その他の窓口

「職員による内部通報制度等」について

1. 職員による内部通報制度

発注事務に関する職員の違法・不当な行為や、一般服務又は倫理に関する職員の違法な行為を発見した場合には、通報(報告)できる窓口が設けられています。
匿名による通報(報告)もできます。

- イントラネット通報専用フォームによる報告
- 発注者綱紀保持担当者等への報告(様式1)
- 外部窓口(弁護士)への報告(様式1)

2. 外部からの不当な働きかけ防止に係る報告・公表制度

この制度は、職員が、事業者やOBなどの外部の者から、発注業務に關して公正な職務の執行を妨がらるおそれのある要求(不当な働きかけ)を受けたとき、これを記録・公表することにより、不当な働きかけの未然防止を図ることを目的としています。

- イントラネット通報専用フォームによる報告
- 発注者綱紀保持担当者等への報告(様式2)
- 所属部長(所属長経由)への報告(様式2)

基本法令

- 国家公務員法
- 国家公務員倫理法
- 国家公務員倫理規程
- 懲戒法
- 入札談合等関係行為防止法

他の機関

- 人事院
- 国家公務員倫理審査会
- 公正取引委員会
- 各事業の報告書
- 農業・河川の談合事業
- 都市管理業務談合事業
- 農林水産省等事業

参考

- コンプライアンスの徹底(本省)
- 公務員倫理関係(本省)
- 国家公務員倫理法・倫理規程関係
- 発注者綱紀保持と入札談合の防止
- 職員のしおり(職員の身分と職務、倫理)

談合情報等通報窓口の設置について

平成24年4月
北海道開発局

北海道開発局では、談合情報等通報窓口を次のとおり設置しています。(平成21年4月)

北海道開発局発注工事等に関する談合情報及び職員の非遵行為に関する情報を知ったときには、通報窓口へ御一報願います。

○通報窓口

北海道開発局	入札契約監察官及び監察官
各開発建設部	総務課長及び広報官

○受け付ける情報

談合情報
北海道開発局が発注する工事、建設コンサルタント業務等、役務、物品等の入札・契約に関する談合情報

職員の非遵行為に関する情報
北海道開発局職員の国家公務員法、国家公務員倫理法、その他服務又は倫理に関する関係法令等に抵触する行為に関する情報

[※談合情報等の通報ページへ](#)

○通報の方法

談合情報等は、上記通報窓口へ口頭(面談又は電話)又は文書(郵便、ファクシミリ等)でお寄せください。
また、北海道開発局及び各開発建設部のホームページ上に専用メールボックスを設置していますので、電子メールで通報していただくこともできます。
いずれの場合も匿名による通報も受け付けます。

○通報窓口の電話番号等
[別紙のとおり\(PDF形式\)](#)

【イントラネット及びホームページによる周知】

これまでの取組の評価

これまでの4年間、全局をあげて、コンプライアンス及び内部統制に係る各種取組をPDCAサイクルにより評価し、必要な見直しや拡充を図りながら取り組んできた。これまでの事案に係る再発防止策は規程化し、業務の中で確実に実施してきた。さらに、23年度から推進プログラムを策定し、計画的かつ効果的に関係課が連携できるように全体を可視化し、確実に実施した。

個別の取組についての評価は以下のとおりである。

- ① 本省・第三者委員会等による重層的な組織統制の仕組、「推進プログラム」による取組の進行管理、関係業界等への協力要請等については、有効に機能していることから、継続して実施する。
- ② 幹部職員による現場訪問等の取組、各課所における職場内ミーティングについては、既に定着が図られ、有効に機能している。
また、自主的・自発的な取組についても各課所において多様で有益な取組が行われている。
25年度においては、これまでの取組を継続するとともに、開発局の本来の使命・役割を再認識し、法令遵守のみならず、開発局の社会的使命の達成に向け、職員の意識を高めるための取組を重点的に実施する。
- ③ コンプライアンスに関する意識や服務・倫理・発注者綱紀保持に関する法令知識、業務に関連した専門的知識等については、研修、e-ラーニング等の取組により向上が図られてきていることから、これらの取組を継続して実施する。
また、25年度においては、職員への指導力・マネジメント力の向上のための研修等、管理者の育成を重点的に実施する。
- ④ リスク点検については、これまでの取組により、職員個々のリスクに対する意識向上が図られているが、更なる取組が必要と考えるリスクも顕在化したことから、25年度においては、各専門分野において、新規リスクや特定テーマ等リスクの絞り込みを行った上で点検を実施する。
- ⑤ 総合評価落札方式の適用等については、公正・厳正性を確保しつつ、引き続き、改善等に向けて積極的に取り組む。
- ⑥ 機械関係役務契約の見直し等については、執行の適正化が図られており、引き続き、取組を実施するとともに定着の確認を行う。機械関係以外の役務契約の見直しについては、24年度から進めてきた取組を継続し、効率的かつ円滑な事務処理を図り、逐次、適正化に取り組む。
- ⑦ 高知県内の入札談合事案に係る当面の再発防止対策の取組については、継続して実施する。
- ⑧ 国有財産管理事務、物品管理事務等については、再発防止策が確実に実施されている。25年度においても引き続き、規定等に基づき取組を実施するとともに定着の確認を行う。
- ⑨ 情報セキュリティに対する意識・知識の向上が図られている。25年度においても引き続き、規定等に基づき取組を実施するとともに定着の確認を行う。

⑩ 職員団体との適法交渉の徹底等については、適正化が図られており、再発防止策が有効に機能している。

また、管理職員の知見・能力については、ジョブトレーニング等を通じて向上が図られてきている。

25年度においても引き続き、国家公務員法や新たな交渉の枠組みを実施するための局長通達等に基づき取組を実施するとともに、新任の管理職など職員団体との交渉の経験が少ない課所長に対する指導の徹底を図る。

⑪ 広報・広聴活動、地域の意見等の事業・施策等への反映については、これまでの取組により体制の整備、活動の充実が図られており、25年度においても引き続き取組を実施する。

⑫ 内部監査については、基本方針から監査報告に至る各プロセスや前年度一般監査における提示意見に対するフォローアップについて、監察官等会議において審議を行い、効果的・効率的な監査を実施した。

なお、監査結果については、業務運営の改善に反映されている。

25年度においても引き続き厳格かつ効果的・効率的な監査を実施するとともに、提示意見についてフォローアップを行う。

⑬ 通報制度については、通報しやすい環境整備を図ってきており、職員及び外部から広く認知されている。今後も通報窓口等の周知を図るとともに、受理した通報の適切かつ迅速な処理に努めていく。

これまでの4年間を通じて、上記のとおり多くの取組を、確実に実施してきた。その結果、コンプライアンスは組織に十分定着し、特に法令遵守に対する職員の意識は大きく向上した。また、リスク対応への意識も向上している。

25年度においては、24年度の実績を踏まえ、以下について、さらに取組を実施する必要があることから、「平成25年度北海道開発局内部統制及びコンプライアンス推進計画」を策定するものである。

- 法令遵守から社会的使命の達成へと職員の意識を高めるための取組の徹底
- 職員への指導力、マネジメント力の向上など管理職の育成・強化
- 点検の効率化・リスク対応の一層の定着を図る観点からのリスク点検の実施及び必要に応じ自主的に点検を行うための体制整備
- 高知県内の入札談合事案に係る再発防止対策の徹底